

乳用牛改良対策事業 助成実施要領

令和6年5月16日付 6家改事(分)第290号

1 目的

牛群検定により個体管理を的確に行い、データに基づく適切な飼養管理を行うことで、乳牛に求められる長命連産性と繁殖技術等の向上が期待できる。

しかしながら、酪農家の中には牛群検定の煩わしさや経費負担等を理由に、牛群検定への加入をためらう向きも見受けられる。このため、家畜改良事業団(以下「事業団」という。)は、牛群検定を実施していない農家が牛群検定を実際に体験するための試行を牛群検定組合が行う場合に、これを支援するものとする。

2 事業の内容

牛群検定の試行を希望する農家において、以下の要件を満たす場合、牛群検定の実施に要する最大6カ月間の牛群検定経費に対し一定の助成を行うものとする。

ただし、令和5年11月以降に検定を開始し、試行期間が令和6年度にかかる場合、令和6年度の経費に対する助成は、令和6年度実施要領によるものとする。

要件

- ・牛個体識別全国データベースの情報利用にかかる同意を得られること。
- ・既存の検定組合の理解と協力が得られること(実施体制)。
- ・試行期間終了後、検定組合への加入が見込まれ、継続して実施が可能であること。
- ・令和6年度については、令和6年4月から令和7年3月の間に牛群検定の試行を開始できる農家であること。
- ・令和5年度については、令和5年11月から令和6年3月までに牛群検定の試行を開始した農家であること。

3 助成額について

牛群検定にかかる以下の経費を事業団が助成する。

- ・牛群検定試行費用
マスターファイル作成費、検定員旅費、検定員謝金、サンプル瓶購入費、サンプル検査料
- ・農家指導費用
情報分析費、資料印刷費、農家指導費
- ・検定料金
牛群検定頭数割料金、農家割料金は免除する。

4 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

5 助成の対象とする団体

乳用牛群検定事業にかかる事業実施主体または乳用牛群検定組合（以下「事業実施者」という。）

6 助成事業の実施

1) 事業参加申請書

事業実施者は、本事業に参加し助成金の交付を受けようとする場合には、事業団理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに、様式第1号の事業参加申請書を理事長に提出するものとする。

2) 事業参加承認

理事長は、参加申請書の内容を適正と認めたときはこれを承認し、様式第2号により、事業実施者に通知するものとする。

3) 事業実施報告

事業参加承認を受けた事業実施者は、別に定める期日までに様式第3号により、事業実施報告を理事長に提出するものとする。

4) 助成金の額の決定

理事長は、助成金交付申請書の内容を適正と認めたときは、助成金の交付決定を行い、様式第4号により助成金の交付を事業実施者に通知するものとする。

5) 変更承認申請

事業実施者は、2)の事業参加承認があった後において、次にあげる変更をしようとする場合は、様式第5号による変更申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 事業費の30%をこえる増減
- (3) その他理事長が必要と認める場合

7 その他

この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成19年 3月 1日 19改団A第149号（電））

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則（平成19年 9月 27日 19改団A第689号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成19年9月27日から適用する。

附 則（平成20年 6月 13日 20改団A第397号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成20年6月13日から適用する。

附 則（平成20年12月17日 20改団A第801号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成20年12月17日から適用する。

附 則（平成21年7月17日 21改団A第512号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成21年7月17日から適用する。

附 則（平成22年7月15日 22改団A第443号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月29日 23改団A第387号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月17日 24改団A第293号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月10日 25家改事（電）第69号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月15日 26家改事（分）第102号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月7日付27家改事（分）第86号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月18日付28家改事（分）第93号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月19日付29家改事（分）第119号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月9日付30家改事（分）第229号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月14日付元家改事（分）第399号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月11日付2家改事（分）第175号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日付2家改事（分）第1389号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日付3家改事（分）第1168号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月3日付4家改事（分）第1190号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年5月16日付 6家改事（分）第290号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。